

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？



離婚事件における弁護士会照会事例

調査室嘱託 江藤 里恵 Rie Eto (66期)

今回は離婚事件における照会事例を紹介します。文中の【番号】は、参考となる会員サービスサイトの事例番号になります。

1 財産分与の対象となる 対象財産等の調査

(1) 預貯金・株式等【149】【176】

財産分与の対象財産を把握するために、相手方名義の預貯金の有無、残高等を照会することがあります。また、証券会社に対して相手方が保有する株式の銘柄、種類や株数等を照会する場合もあります。もっとも、このような照会に対し、照会先によっては名義人の同意がない限り、回答しない場合があります。

(2) 給与・退職金【215】

婚姻費用や養育費の算定のために、相手方の給与を勤務先に対して照会することも考えられます。また、勤務先に対して給与振込先を照会することで、把握できていない預貯金の存在を調査することも考えられます。

ただし、相手方にとっては、離婚に関する内容は一般的に勤務先に知られたくない事項であり、プライバシー保護の必要性が高いことから、目録方式による照会をお願いしています。また、相手方の過去の勤務先について、勤務時の給与や給与振込先を照会する場合も、退職後も照会先の社員らとの交友関係が続くなどしている可能性も考えられるため、同じくプライバシー保護の必要性があり、退職時期などから事案によっては目録方式による照会をお願いしています。

目録方式については、会員サービスサイト「弁護士会照会(23条の2)」「弁護士会照会について」[4 実際の照会申出にあたって(7)]をご参照ください。

(3) 保険【166】

財産分与の対象財産として、相手方名義の生命保険等につき解約返戻金を照会することもありま

す。ただし、保険会社によっては口座名義人の同意がない限り回答しない場合があります。

2 不貞行為の調査

離婚事件に関連して、不貞行為を原因とした損害賠償請求を行う際には次の照会が考えられます。

(1) 不貞行為の相手方の特定

【141】【141-2】【141-3】【142】

携帯電話番号やメールアドレスの情報から、当該通信会社に対する照会により、不貞行為の相手方の契約者氏名や住所を特定することが可能です。

ただし、通信会社によって申出書記載のポイントが異なります。ソフトバンク株式会社の場合は、番号等の情報を取得した経緯を照会理由中に記載することを求めています。一方で、株式会社NTTドコモやKDDI株式会社は、照会理由中に、「通話した」「やり取りをした」等の記載があると、通信の秘密に抵触するとして回答しないことが多いようです。

(2) 車両【54】

不貞行為の相手方の所有する自動車登録番号が分かれば、運輸支局に照会し、相手方の住所・氏名を把握することもできます。

(3) ホテル宿泊の有無【208】

配偶者が不貞行為の相手方と旅行に行っていた場合など、配偶者の宿泊先に対し、宿泊の事実や同宿者を照会することがあります。照会先によってはプライバシー保護を理由に回答しない場合もあります。

(4) ETC記録や交通系ICカード乗車券の利用履歴【200】【205】

相手方の行動を把握することで、相手方の説明が虚偽であり不貞行為を推認させる場合があります。そのような場合に、相手方の行動を把握する方法としてETC記録や交通系ICカード乗車券の利用履歴を照会することができます。 